

ShotApp 規約

ShotApp 規約（以下、「本規約」という）は、株式会社アドウェイズ（以下、「当社」という）と、本文にて定義するサービス利用者との間の関係を規律するものである。また、本規約とは別に、個別の規約が存在する場合、その個別規約は、本規約と一体となってひとつの規約を構成するものとする。本サービスを利用するためには、これらのすべての規約に同意する必要がある、サービス利用者は、本サービスを利用することで、当該すべての規約に承諾したものと看做されることに予め了承する。

なお、本規約と個別規約が抵触する場合、個別規約が優先するものとし、その他の部分については、本規約と個別規約が重疊的に適用されるものとする。

第1条（定義）

1. ShotApp

ShotApp システムを用いた当社が提供、運営するスマートフォンアプリ向け広告提供サービスをいう。（以下、「本サービス」という）

2. ShotApp システム

当社が開発し、運営、管理する媒体アプリのクロスプロモ枠におけるアクション数を計測（以下「トラッキング」という）し、当該アクション数に応じて、本件広告を他者の媒体アプリのクロスプロモ枠に掲載する仕組みをいう。

3. サービス利用者

当社と本契約を締結し、本サービスを利用する者の総称をいう。

4. 媒体アプリ

本サービスを利用してクロスウォール等の広告枠を設置し、広告アプリ等の広告を掲載するサービス利用者が運営、提供、管理するスマートフォンアプリをいう。

5. 広告アプリ

本サービスを利用して媒体アプリの広告枠へ広告を掲載するサービス利用者が運営、提供、管理するスマートフォンアプリをいう。

6. プロモーション

本サービスを利用した広告アプリの広告宣伝活動をいう。

7. クロスプロモ

プロモーションのうち、**ShotApp** システムを用いてトラッキングされたアクション数に応じて、自己の本件広告を他者の媒体アプリのクロスプロモ枠等に掲載する方法で行う広告宣伝活動をいう。

8. 本件広告

サービス利用者の素材を用いて制作された広告アプリの広告をいう。

9. ユーザー

媒体アプリの利用者、媒体アプリに掲載された広告を閲覧する者、広告アプリの利用者、広告アプリのダウンロード若しくは広告アプリ内で商品やサービスの購入をしようとする者をいう。

10. クロスウォール

本サービスの利用によって、媒体アプリに設置する広告掲載ページをいう。

11. クロスプロモ枠

クロスウォールに設置されるクロスプロモに使用されるサービス利用者の本件広告が掲載される広告枠をいう。

12. アクション

ShotApp システムによってトラッキングされたユーザーがクロスウォールに設置される本件広告を閲覧する行為のことをいう。

13. ShotApp プログラム

当社がサービス利用者に提供し、サービス利用者が **ShotApp** システムの機能を利用するためにアプリ内に設置するプログラムをいう。

第2条（本サービス）

1. サービス利用者は、当社の定める方法に従い、自己の運営、提供、管理するスマートフォンアプリの、**ShotApp** システムを用いた広告枠の設置及び **ShotApp** システムを用いた広告宣伝活動を行うサービスを利用できる。
2. サービス利用者になろうとする者は、本規約のすべての内容に承諾のうえ、当社が指定する登録用フォーム又は申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付して、申し込むものとする。当社が申込内容を審査し、当該申込を承諾することにより、サービス利用者と当社との間で本サービスに関する契約（以下「本契約」という）が成立するものとする。ただし、必要事項の記入に不備が存在する場合、又は、当該申込を承諾する事が適切でないと当社が判断した場合には、当社は、当該申込を拒絶することができるものとする。その際、当該申込者にいかなる損害が発生しても、当社は一切の責任を負わない。
3. サービス利用者は、本サービスの一部のサービスを使用する場合において、当社の運営するスマートフォンアプリ向け広告システム「**AppDriver**」を利用することを予め承諾するものとし、その場合、当社の定める「**AppDriver** 規約」に同意のうえ、当該規約を遵守するものとする。

第3条（プロモーション）

1. サービス利用者は、プロモーション開始までに、プロモーション条件、クロスプロモを行う広告アプリの選定、本件広告の制作等当社の指定する内容を当社所定の方法で当社に対し通知、提出しなければならない。

2. サービス利用者は、当社に対し、本サービスの利用のために必要となる技術資料又は業務資料その他の管理物（以下「提供物等」という）を、適宜無償で提供又は貸与するものとする。
3. サービス利用者は、当社所定の方法で当社へ申請することで、プロモーション内容の変更、追加等を行うことができるものとする。
4. サービス利用者は、当社所定の方法で当社へ申請し、当社が承認した場合、配信しているプロモーションを停止することができる。プロモーションの停止の申請は、停止希望日の5営業日前までに行うものとする。ただし、プロモーション開始後の5営業日以内の停止は出来ないものとする。
5. プロモーションの内容の変更、追加、停止については、完了まで最大で2週間を要することをサービス利用者は予め承諾する。
6. 当社の判断により、プロモーション中の本件広告を削除する場合がある。サービス利用者は当該削除を予め承諾するものとし、その削除理由及び判断基準は、原則公表されないことを承諾する。
7. サービス利用者の媒体アプリに掲載されている本件広告が、当該本件広告の広告元であるサービス利用者により通知なく変更される場合があることをサービス利用者は予め承するものとする。
8. サービス利用者は、当社の指定する方法により、本件広告を掲載するものとする。

第4条（クロスプロモ）

1. **ShotApp** システムによってトラッキングされたアクション数をクロスプロモにおける本件広告の表示回数（以下「本件表示数」という）とする。
2. 不正な行為若しくは不適切な成果である場合、本契約に違反している場合、それらの虞がある場合又はその他当社の判断による場合、アクション数が変更されること又はアクションが取り消されることによって本件表示数に変更があることをサービス利用者は予め承するものとする。
3. 当社は、ユーザーによる不正行為若しくは不適切な成果、本契約違反、及びそれらの虞のある行為、その他当社が不適切と判断した行為をすべてサービス利用者の行為と看做することができるものとし、サービス利用者は当該行為の一切の責を負うものとする。当該行為にかかるアクションについて、アクション数が変更されること、アクションが取り消されることがあることによって本件表示数に変更があることをサービス利用者は予め承するものとする。
4. サービス利用者は、前二項におけるアクションの是非に関する判断は当社が行うことを予め承するものとし、それらに対する異議申立を一切行わないものとする。
5. サービス利用者は、常に、本サービス管理ページにアクセスし、トラッキング及びアクションに関するデータを管理する義務を負い、社会通念上不正な行為、適正ではな

いアクションを発見した場合は、直ちに当社に報告しなければならない。

6. サービス利用者が前項の義務を怠った等のサービス利用者の帰責事由により、当社、他のサービス利用者又は第三者に対して損害を与えた場合又は問題が生じた場合、当社はその一切の責任を負わないものとし、サービス利用者が自己の責任と費用をもって一切を処理解決するものとし、当社が他のサービス利用者又は第三者に損害賠償その他の金銭的出捐を余儀なくされた場合には、サービス利用者はその金額を当社に賠償しなければならない。
7. サービス利用者は、クロスプロモにて掲載される本件広告について、本件広告の表示先がランダムにて決定するものであること、自己の媒体アプリのクロスプロモ枠に表示される他のサービス利用者の本件広告はランダムに決定されるものであること、及び本件表示数分表示されることを保証するものではないことを予め承諾するものとし、当該事項により、サービス利用者に損害、不利益が生じた場合でも当社はその一切の責を負わないものとする。

第5条（遵守事項）

1. サービス利用者は本サービスの利用にあたって、以下の各号のいずれかに該当する行為又はその虞がある行為を行ってはならないものとする。
 - (1) 本サービスを不正目的で利用する行為
 - (2) 当社又は第三者の所有権、著作権を含む一切の知的財産権、肖像権、パブリシティ権等の正当な権利を侵害する行為、又は侵害に結びつく行為
 - (3) 本サービス、当社、他のサービス利用者、その他の第三者の名誉、信用、品位を毀損する又はプライバシーを侵害する行為
 - (4) 複数のIDを取得する行為
 - (5) 20歳未満の者を広告アプリ及び媒体アプリの運営責任者とする行為
 - (6) 本サービスを当社の定める範囲及び使用目的以外で使用する行為
 - (7) 本サービスを第三者に再配布、販売、貸与、譲渡、公衆送信する行為
 - (8) 当社又は第三者に不利益、損害を与える行為
 - (9) 公序良俗、信義則に反する行為
 - (10) 法律、政令、省令、条例、規則、行政指導等に違反する行為
 - (11) 当社の承認がないにも関わらず、本サービスに関連して営利を目的とする行為
 - (12) 本サービスの営業を妨害する行為
 - (13) 本サービスの全部又は一部を、複製、改変、リバースエンジニアリング等をする行為
 - (14) 虚偽の情報、誤解を生じさせる情報を提供する行為
 - (15) 当社、ユーザー、他のサービス利用者の登録情報を不正に利用する行為

- (16) 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為
- (17) スпам行為、掲示板への書きこみ等による宣伝行為、またそれ以外の方法・手段による第三者への迷惑行為に該当する宣伝行為
- (18) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (19) 当社に届け出た媒体アプリ以外に本件広告を掲載する行為
- (20) 当社に届け出た本件広告以外を掲載する行為
- (21) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (22) コンピュータウイルスなど有害なプログラム等を送信若しくは提供する行為
- (23) 本サービス、他のサービス利用者、その他の第三者の情報を改ざん、消去する行為
- (24) 本サービス、他のサービス利用者、その他の第三者の設備を不正に利用し、又はその運営に支障を与える行為
- (25) アクションを強要・囁願・依頼する行為
- (26) 自らあるいは第三者と共謀して、あたかもアクションが発生したかのように装うなど、不正な行為を行うこと、その他、広告目的及び本サービスの趣旨を外れたアクションが発生した場合等の不当に成果報酬を得る目的とみなされる全ての行為
- (27) 本契約上の地位の全部又は一部を第三者に移転する行為
- (28) その他、当社が不適切と判断する行為

2. サービス利用者は、本サービスの使用にあたり、次の各号の一つにでも該当する又は該当する虞のある広告アプリ、媒体アプリ、本件広告（アプリ内のすべてのコンテンツ、リンク先を含む）を使用しないものとする。

- (1) 法律、政令、省令、条例、規則、行政指導等に違反するもの
- (2) 成人向けの内容を含むもの
- (3) 公序良俗、信義則に反するもの
- (4) 著作権、商標権等の知的財産権、パブリシティ権を侵害するもの
- (5) 名誉、信用、品位、プライバシー、肖像権等の人格的権利を侵害するもの
- (6) 人種差別等の差別的表現のあるもの
- (7) 営業妨害など第三者へ損害や不利益を生じさせる恐れがあるもの
- (8) 虚偽・誇大なもの
- (9) 事実誤認を生じさせる又は判断を誤らせる虞のあるもの
- (10) 脱法行為、犯罪を示唆、助長、誘発するもの
- (11) 風紀を乱すもの、反社会的なもの
- (12) 政治、宗教表現のあるもの
- (13) マルチ商法、ねずみ講等に関わるもの
- (14) 反社会的なもの

- (15) 性に関する表現、肌の露出など露骨でわいせつな情報や画像
 - (16) 違法な活動を支援または助長しているもの
 - (17) 公正な競争を妨げるもの
 - (18) 恣意的又は過度に主観的な表示のあるもの
 - (19) 判断、評価等が入る場合において、その根拠を明示しないもの
 - (20) その他、当社が不相当と判断したもの
3. 前二項への該当性についての判断は、当社が行うこととし、当該サービス利用者に対し、その内容又は根拠理由、判断基準の説明を要しないものとする。また、調査対象となったデータは公開しないものとする。
 4. 当社は、本条第1項又は第2項への該当する疑いがあると自ら判断した場合には、当該サービス利用者に対して、サーバーのログファイル等の必要資料を提出するよう求める権利を有するものとする。また、本サービスを運営するシステムのセキュリティ保護のため、こうした判断基準については特段の事情のない限り、原則としてサービス利用者に対して開示しない。
 5. サービス利用者は、本サービスに関連して当社に損害を与えた場合、又は当社が他のサービス利用者その他の第三者から損害賠償を請求された場合は、その損害（直接的損害および通常損害のみならず、逸失利益、事業機会の喪失、データの喪失、事業の中断、その他の間接的、特別的、派生的または付随的損害の全て、ならびに裁判費用および弁護士費用を含む）を賠償するものとする。
 6. ユーザーによる行為はサービス利用者の行為と看做されるものとし、サービス利用者はその一切の責任を負うものとし、ユーザーが本サービスに関連して当社又は第三者に損害を与えた場合、又は当社が第三者から損害賠償を請求された場合は、サービス利用者は自己の責任と費用をもって一切を処理解決するものとし、当社又は第三者に対し、その損害（直接的損害および通常損害のみならず、逸失利益、事業機会の喪失、データの喪失、事業の中断、その他の間接的、特別的、派生的または付随的損害の全て、ならびに裁判費用および弁護士費用を含む）を賠償するものとする。

第6条（解約）

1. サービス利用者は、本契約成立日から1ヶ月経過以降、当社所定の方法で当社へ通知することで、本契約の解約の申入れを行うことができるものとし、当社が受領を確認した日を含む月の翌月末日をもって本契約は解約となるものとする。
2. サービス利用者は、当社が認めた場合に限り、本契約成立日から1ヶ月経過していない時点でも解約することができる。
3. 当社は、サービス利用者が以下のいずれかに該当した場合、何らの通知又は催告なくして本契約を解除することができるものとする。
 - (1) 本契約に違背した場合

- (2) 破産、特別清算等法的整理の申立てを受け、又は自らこれを申し立てた場合
 - (3) 資金不足により手形・小切手を不渡りとし、又は支払停止の状態に陥った場合
 - (4) 第三者より仮差押、仮処分、差押、強制執行もしくは競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) 資産、信用又は事業に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると客観的に認められる場合
 - (6) 相手方の行う報告に虚偽があった場合、その他信頼関係が著しく損なわれるに至った場合
 - (7) 違法行為を行った場合
 - (8) 災害、労働争議、その他やむを得ない事由により本契約の履行が困難であると当社が認めた場合
 - (9) アクションの品質に著しい問題がある若しくは1年間アクションが発生しなかった場合
 - (10) サービス利用者宛の連絡が不能と当社が判断した場合
 - (11) 登録されたアプリ等の名称やURLが同一、あるいは、メールアドレスが同一、あるいは振込先、あるいは氏名や会社名が同一であるにもかかわらず、更に別の本サービスで用いるIDを取得しているのが明らかになった場合
 - (12) 過去に本サービス又は当社の他のサービスにおいて、契約違反等により当該契約を解除されていることが明らかになった場合
 - (13) その他、本サービスに不適切と当社が判断した場合
4. 本条に基づき本契約が解約、解除、終了した場合、サービス利用者は、当該解約、解除、終了日における本件表示数分のクロスプロモにおける本件広告の掲載権利を放棄したものと看做されることを予め承諾し、当該掲載権利の放棄に同意し、一切の異議申立を行わないものとする。
5. 本条第3項記載の理由により本契約が解除された場合でも、当社が当該サービス利用者に対して損害賠償を請求する権利を有するものとする。
6. 本条第3項記載の理由による本契約の解除により、当社、他のサービス利用者又は第三者に対して損害を与えた場合又は問題が生じた場合、当社はその一切の責任を負わないものとし、サービス利用者が自己の責任と費用をもって一切を処理解決するものとし、当社が他のサービス利用者又は第三者に損害賠償その他の金銭的出捐を余儀なくされた場合には、サービス利用者はその金額を当社に賠償しなければならない。
7. 本条第3項記載の理由により本契約が解除された場合、当社は、当社とのその他サービスに関する取引契約において、当該サービス利用者が同様の契約違反を行ったものと看做す事ができるものとし、当社の判断により当該取引契約を解除することができること及び将来において当該サービス利用者による当社の運営、提供するサービスの利用の申込を拒否することができるものとし、サービス利用者は当該事項を予め承諾

する。

8. 本条第3項記載の理由により本契約が解除された場合、当社は、当該サービス利用者の情報を当社及び当社グループ会社、当社が所属するJASK、MAC等の団体に提供できるものとし、当社及び当社グループ会社、JASK、MAC等の団体各社が自己の提供するサービスにおいて当該サービス利用者が同様の契約違反を行ったものと看做す事ができるものとする。サービス利用者は予め当該事項を承諾するものとし、この情報提供、情報共有によりサービス利用者が生じた損害について、当社及び当社グループ会社、JASK、MAC等の団体各社は一切の責めを負わないものとする。

第7条（本サービスの停止、変更等）

1. 当社は、本サービスの提供に必要な設備の保守若しくは工事を定期的に若しくは緊急に行う場合、当該設備に障害が生じた場合、第一種電気通信事業者若しくはその他の電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して電気通信サービスの利用が不能になった場合、その他運用上若しくは技術上、当社が必要と判断した場合、事前の通知を要せず、本サービスを必要な期間、定期不定期を問わず停止することができるものとし、サービス利用者はそれを予め了承するものとし、これについて何らの異議を述べないものとする。当社は、本条の事由によって生じたサービス利用者の損害につき一切の責任を負わないものとする。
2. 当社は、随時本サービスを停止又は本サービス内容の変更、追加、削除をすることができるものとする。その場合、当該停止及び変更内容等のサービス利用者への通知は、当該停止及び変更内容等実施5営業日前までに当社のWebページ上にて行うものとするが、緊急を要する場合はこの限りではないものとする。

第8条（管理画面、ID、パスワード、ShotAppプログラム）

1. 当社は本サービスの利用に必要なID、パスワード、管理ページをサービス利用者に貸与する。当該ID、パスワードにより行われた一切の事項は当該サービス利用者が行ったものと看做されることをサービス利用者は予め承諾する。
2. サービス利用者は、当社が貸与したID、パスワード、管理ページを、自己の責任のもとに厳重に管理するものとする。万一、その管理を怠ったことによる紛争、損害等が発生した場合は、サービス利用者が全ての責を負い、自己の費用と責任で解決するものとし、当社は一切その責任を負わない。
3. 本サービスの利用に当たり、当社は、サービス利用者に対し、ShotAppプログラムを送付する。なお、ShotAppプログラムに関する複製その他の利用に関するものを含む全ての権利は、当社に帰属するものとする。
4. 本サービスを利用するため、サービス利用者はShotAppプログラムを自己の広告アプリ又は媒体アプリに当社の定める方法に従い設置しなければならない。

5. サービス利用者の広告アプリ又は媒体アプリ等に設置された **ShotApp** プログラムに関しては、サービス利用者が常に管理する責任を負うものとし、サービス利用者は、当社より通知されるアップデート情報などに対応しなければならない。万一、その管理を怠った等のサービス利用者の帰責事由により損害が発生した場合は、全てサービス利用者の負担とし、当社は一切の責任を負わないものとする。

第9条（表明保証）

1. サービス利用者は、当社に対し、本契約を当社と締結する為に必要な正当な権限を有していること、本件広告、広告アプリ、媒体アプリ、又はそれらのすべてのコンテンツ等について、本サービス利用にかかる諸権利を正当に有していること、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権などの知的財産権、営業秘密、氏名権、肖像権又は名誉・プライバシー権その他いかなる権利も（以下、「知的財産権等」という）を侵害していないこと、景表法、特商法、薬事法、消費者契約法、資金決済法をはじめとする国内外の一切の各種法律、政令、省令、条例、規則、行政指導等に抵触、違背していないこと、事実上及び法律上の瑕疵がないこと、を表明・保証する。
2. サービス利用者が本条における表明保証に違反したことにより、第三者との間で紛争、係争、問題等が生じた場合、サービス利用者が自らの責任と費用をもって当該紛争、係争、問題等の一切を処理解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとする。当社が他のサービス利用者又は第三者に損害賠償その他の金銭的出捐を余儀なくされた場合には、サービス利用者はその金額を当社又は第三者に賠償しなければならない。

第10条（権利及びライセンスの帰属）

1. 当社又は権利者が本サービスに提供する、コンテンツ、技術、すべてのイメージ（バナーや商標なども含む）に関する知的財産権等は、すべて提供する側に帰属するものとし、上記の知的財産権等を有する当社及びサービス利用者は、本サービス上の限定された範囲内でのみその利用を許諾するものとし、当社及びサービス利用者は当該範囲でのみ当該知的財産権等を使用するものとする。
2. 当社又はサービス利用者は、知的財産権等を有する帰属者の事前の許可なくして、それらの内容などに対して一切の修正・変更をしてはならないものとする。
3. 本サービスに関する著作権等を含む一切の権利は、当社又は当社に許諾を与えた第三者に帰属するものとし、本契約によるサービス利用者への本サービスの使用許諾は、サービス利用者に対する何らの権利移転等を意味するものではないことを確認する。

第11条（秘密保持）

1. 当社とサービス利用者は、この本契約を通じて知り得る、相手方及び他のサービス利

用者の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報（以下「秘密情報」という）を、相手方又は他のサービス利用者の事前の承諾なしに第三者に開示・漏洩しないものとする。また、当社とサービス利用者は秘密情報を本契約の遂行の目的の範囲内でのみ使用するものとする。但し、既に公知となっている情報、裁判所の命令その他公的機関による法令、金融商品取引所規則に基づき開示の要求された情報は除くものとする。

2. 当社は、本契約遂行の目的の範囲内で秘密情報を複製・改変を行えるものとし、サービス利用者全般にまたがって集計された統計情報については、第三者が当該統計情報から特定のサービス利用者を識別しえず、かつ、主体の匿名性が確保された態様においてのみ、利用・公表できるものとする。
3. 当社は、当社のグループ会社、当社の提携先（以下「本開示先」という）に対して、サービス利用者の事前の承諾なく本条と同等の内容の機密保持契約を締結の上、秘密情報を開示することができるものとする。サービス利用者は当該開示について予め承諾するものとし、一切の異議申立を行わないものとする。当社は、本開示先の秘密情報の管理について、その責任を負うものとする。

第12条（規約の適用期間）

1. 本規約の適用期間は、当社とサービス利用者間で本契約が成立した日よりサービス利用者が本契約の解約、解除、その他原因の如何を問わず本契約が終了する日までとする。
2. 本規約の第2条、第5条3項乃至6項、第6条4項乃至8項、第8条、第9条2項、第10条乃至第13条、第14条3項4項、第15条乃至第19条の規定は、本契約終了後も有効とする。

第13条（通知・連絡、届出）

1. 本契約について、サービス利用者と当社との間の通知・連絡は、原則として、電子メールを用いて行われるものとする。サービス利用者は、当社が通知・連絡のために発信した電子メールを、常時受信できる状態にしておかなければならないものとし、これらの連絡メールをサービス利用者は受信拒否してはならない。
2. サービス利用者は、他のサービス利用者への直接の連絡を行ってはならないものものとし、連絡を必要とする場合は当社の指定する方法にて当該連絡を申し込むものとする。
3. サービス利用者は、住所・名称・代表者、メールアドレス等の登録内容に変更があった場合に、直ちに当社に届け出るものとする。
4. サービス利用者が前項の届出を怠ったために、当社からの通知又は書類が延着し、または送達されなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとし、延着、未到着により生じた損害等について、当社は一切の責任を負わないものとする。

第14条（反社会的勢力の排除）

1. サービス利用者は、当社に対して、次の各号について表明し、保証する。
 - （1）自らの役員に暴力団、暴力団関係企業、総会屋等の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という）の構成員がいないこと。
 - （2）反社会的勢力の構成員が自らの経営に実質的に関与していないこと。
 - （3）主要な取引先に反社会的勢力（実質的に関与している者等含む）が存在しないこと。
 - （4）反社会的勢力に対して資金を提供又は便宜を供与する等、反社会的勢力の維持運営に協力、関与していないこと。
 - （5）自らの役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
2. サービス利用者は、当社に対して、自らが又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを保証する。
 - （1）脅迫的な言動又は暴力行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）風説を流布し偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損する行為
 - （4）相手方の業務を妨害する行為
 - （5）その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、サービス利用者が前二項に違反した場合、サービス利用者には何ら通告することなく、本契約を解除することができるものとする。
4. 当社は、前項に基づき、本契約を解除した場合、サービス利用者には損害が生じてもその賠償責任を負わないものとする。

第15条（免責事項）

1. 当社は、本サービスの運営に対して安定的に維持することを努めるものとするが、以下の事項をはじめとした本サービス、他の広告アプリ、媒体アプリの動作、正確性、信頼性、完全性、有用性、保全性、内容、性能、適合性、権利の非侵害性、その他一切の保証を致しません。
 - （1）本サービスが一時的にも停止することなく、常時問題なく運営されること。
 - （2）本サービスに欠陥が生じた場合に、常に原状のとおり復元・修復されること。
 - （3）本サービス内にコンピューターウイルスなどの破壊的構成物が存在しないこと。
 - （4）完全なセキュリティの提供及び確保すること。
 - （5）広告が常に正常に表示されること及びアクションが正確に測定されること。
2. サービス利用者の本サービスの利用により生じた損害又は損失について、当社は一切の責任を負わないものとする。但し、損害の原因が当社の業務上の重過失によるものである場合には、当社はサービス利用者との直近3ヶ月における本サービス利用料金

額を上限として当該損害を賠償するものとする。

3. 当社は、サービス利用者に対し、本契約に関し、債務不履行、不法行為、瑕疵担保責任、製造物責任その他請求の名目の如何を問わず、得べかりし利益、あらゆる種類の付随的損害、派生的損害、及び特別損害について、一切責任を負わないものとする。但し、債務不履行または不法行為によりサービス利用者に損害が生じた場合且つ損害の原因が当社の業務上の重過失によるものである場合には、当社はサービス利用者との直近3ヶ月における本サービス利用料金額を上限として当該損害を賠償するものとする。
4. サービス利用者が本契約又は本サービスの利用によって、他のサービス利用者若しくは第三者との間で紛争が起こった場合、又は他のサービス利用者若しくは第三者に対して損害を与えた場合、当社はその一切の責任を負わないものとし、サービス利用者が自己の責任と費用をもって一切を処理解決するものとし、当社が他のサービス利用者又は第三者に損害賠償その他の金銭的出捐を余儀なくされた場合には、サービス利用者はその金額を当社に賠償しなければならない。
5. 本サービスは、外部アプリ、外部サイト、他サービスへのリンクを含むが、当該外部サイト、他サービスに関しては、当社は一切責任を負いません。
6. サービス利用者は、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェアその他これらに付随して必要となる全ての機器を、自己の費用と責任において準備するものとする。尚、当社は、サービス利用者が使用するいかなる機器、ソフトウェアについても、その動作保証を一切行わないものとする。

第16条（権利・義務の譲渡等の禁止）

本契約の当事者たる地位並びに本契約に基づく全ての権利及び義務は、本契約当事者に帰属するものであり、サービス利用者は、当社による事前の書面による承諾を得ることなく、これを第三者に譲渡し又は担保に供する等してはならない。

第17条（不可抗力）

天災、政府当局の行為、火災、ストライキ、洪水、疫病、暴動又は戦争行為などの当事者の合理的な管理を超える不可抗力な事由による不履行の場合は、いずれの当事者も、本契約に規定する義務を履行する責任を負わず、履行遅滞について責任を負わないものとする。尚、サービス利用者は、本項による本契約に基づく金銭債務の履行は免れるものではないことを確認する。

第18条（準拠法・合意管轄）

1. 本契約及びこれに付随する個別契約は、日本法を準拠法として解釈されるものとする。
2. 本契約及び当該個別契約に関し、訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所を第一

審の専属的合意管轄裁判所とし、また、調停の必要が生じたときは、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第19条（本規約及び条件等の変更・改訂）

1. 当社は、サービス利用者に対し的事前の承諾を得ることなく、何時でも、本規約、諸規定及び条件等の変更、改訂できるものとし、サービス利用者は変更、改訂後の規約の内容を承諾するものとする。なお、新たに追加又は変更される諸規定についても本規約の一部を構成するものとする。サービス利用者が本規約、諸規定及びサービス内容、条件等の変更、改訂後に、本サービスの利用を継続した場合は、当該変更等を承諾したものと看做すものとする。
2. 上記変更、改訂後の本規約も、当社とサービス利用者との間のすべての法律関係に適用されるものとする。
3. 本条における本規約の変更等によりサービス利用者に損害が発生した場合でも、当社は一切の責任を負わないものとする。

2012年11月19日制定

以上